

26年9月1日

No.114

発行

練馬西青色申告会



ねりま西

青色だより

〒178-0063 東京都練馬区東大泉4-16-3 電話 5387-6211 FAX 5387-6222



着任のご挨拶

練馬西税務署長 林 裕之

残暑の候、練馬西青色申告会員の皆様方には、益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

この度の人事異動により東京国税局調査第三部から参りました林でございます。

前任の酒井署長同様ご高配を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

青木会長をはじめ、練馬西青色申告会の皆様方には、日頃から税務行政の円滑な運営につきまして、深いご理解と多大なるご支援を賜りまして、心より御礼申し上げます。

貴会におかれましては、平成3年5月の発足以来、誠実な納税者団体として、記帳指導、研修会や租税教室の開催など、幅広い活発な事業活動を通じて、青色申告制度の普及・定着に尽力され、適正な申告納税制度の実現に大きく貢献されていると伺っております。

これもひとえに、役員及び会員の皆様並びに事務局の皆様のご努力の賜物であり、深く敬意を表します。

さて、現在、国税庁におきましては、複雑化する経済取引・高度情報化・国際化等の税務行政を取り巻く環境の変化に柔軟に対応するとともに、国税通則法の改正や改正消費税法の施行といった大きな制度改正に的確に対応することが重要な課題となっております。

こうした中で、税務署におきましても「納税者の自発的な納税義務の履行を適正かつ円滑に実現する」という国税庁の使命を達成していくため、納税者の皆様の理解と信頼を得ながら、常に努力していくことが重要であると考えております。

そのため、まず第一に納税者サービスの充実に取り組み、特に納税者にとって利便性の高いe-Taxや国税庁ホームページの「確定申告書作成コーナー」などICTを活用した申告・納税手段の利用拡大に向けて積極的に取り組んでおります。

貴会におかれましても、事業活動方針にe-Taxの普及促進を掲げられ、講習会の開催や広報活

動を通じて利用促進に積極的に取り組んでいただき、大変心強く感じているところでございます。

来年の確定申告におきましても、会員の皆様には是非e-Taxをご利用いただきますよう、お願い申し上げます。

また、平成26年1月から所得税及び復興特別所得税の申告をされていない方を含め、全ての事業所得、不動産所得又は山林所得を生ずべき業務を行う白色申告者にも記帳と帳簿の保存義務が拡大されました。

申告納税制度が円滑に機能するためには、納税者の皆様の適正な記帳が前提となります。

私もといたしまして、更なる記帳等の定着とその質的水準の向上を図るため、幅広い広報や説明会の開催などに取り組んでおりますが、会員の皆様におかれましても、新たな記帳・帳簿等の保存制度の普及・定着にご協力いただき、是非この機会を青色申告制度の普及と会勢拡大につなげていただくよう、お願い申し上げます。

結びになりましたが、練馬西青色申告会の益々のご発展と、会員の皆様方のご健勝並びに事業のご繁栄を心より祈念いたしまして、着任の挨拶とさせていただきます。

◆ 税務署 人事異動

	職名	御氏名	転出先
転出	署長	酒井 正美	退職
	副署長	山下 恭史	目黒(特官法 特官)
	総務課長	吉元 一郎	世田谷(特官産 特官)
	個人課税2統括官	数本 義人	国税庁(総務 補佐)
	個人課税3統括官	湯田 哲矢	豊島(個人 調査官)
	個人課税第1部門指導上席	吉田 禎治	日野(個人 上席)

	職名	御氏名	前任地
転入・留任	署長	林 裕之	局調三(調査26 統括官)
	副署長	谷口 義弘	豊島(特官法 特官)
	総務課長	佐々木 正直	局総(課次 納税者支援調整官)
	個人課税1統括官	片平 稔	留任
	個人課税2統括官	中里 公一	八王子(個人2 統括官)
	個人課税3統括官	有光 豊	立川(個人 連調官)
	個人課税第1部門総括上席	村田 憲治	留任
個人課税第1部門指導上席	田口 隆彦	杉並(個人 上席)	

—連載その式—

安心と信頼の実績 記帳指導の青色申告会

会長 青木 泉

あなたは事業資金をどのくらい調達できますか？

商売を始めてそこそこのお金も貯ってきた。

商いの窓口を広くしたくなり、金融機関のいずれかに相談に行く。

とりあってくれ、話をベテラン担当者が聞いてくれた。

「では、決算書と確定申告書をお持ちください。」と言われる。

「帳簿も見せていただけますか？」

「…読みやすいですね。」

「きちんと事業經理の流れを管理していますね。すばらしい経営姿勢ですね。」

と、ほめられ資金調達の第二関門も突破です。

「通帳をお見せいただけますか。」担当者の言葉使用まで変わってきてしまう！

「…：すばらしい！、帳簿と通帳を見比べると、事業のお金の流れがしっかりと記録されていますね。」

そう！この人は青色申告会の記帳指導をしっかりと受けており、複式簿記により貸借対照表を作成し、青色申告特別控除65万円の適用も受けていたのです。

初回の文中に会長としての思いを二つ書きました。

一つは、青色申告会の真髓は記帳指導なのですよ！と。

二つ目は、青色申告にするとお得ですよ、入会すると16万会員を擁する（一社）

東京青色申告会連合会のさまざまなサービスもうけられますよ、と。

短い文章にすればこれだけの事なのでから会報への書き込みは本当に大変！

さて、読者の初回読後感にはそれぞれの立場でいろいろあるとは思っています。

「これ本当に会長が書いたの？職員の誰かが書いたのでは？」

「会長にしてはたいした内容ではないなあ（笑）」いろいろあるようですよ。

私には読んでいただき感想を持っていただける事だけでありがたいのです。真正銘に会長そのものの文章ですから、当会局長や担当職員が書くより読みやす

いと自負しておりますので、あしからずと申しあげさせていただきます。

本題に戻りますが、前回の内容は青色申告制度の「さわり」そのものでした。

やさしく分りやすく書いたものですから、白色申告をしている人には青色申告の良さを、青色申告を利用している方々には青色申告の良さをすすめるのには、ちょうど良い内容だと思います。

景気が良くなったなどとの話は個人事業者からちつとも聞けない今の時代ですから、しっかりと青色申告制度を理解して節税効果を最大限に引き出すのです。

これが簡単なようで簡単ではありません。

青色申告会は実にありがたいものでして、会長である私が述べるには手前味噌の感もあり恐縮ではありま

すが、相談に来られた方に対応する職員ひとりひとりが、会員ひとりひとりの職業を理解する努力をしながら、そしてその方の立場を考えながら相談にに応じているからこそ、当会は3400名の会員を擁して

いられるのだと思うのです。白色申告の人が身近にいたら初回の文章をそっくりそのまま読み聞かせてあげてください。青色申告会の会員になられるかも！

今年の1月から白色申告でも、記帳の義務と帳簿保存の義務が制度化されています。

むずかしい内容を聞かれたら当会の職員を引っ張り出してください。会長命で飛んで行かせますよ。そして、職員が青色申告会の良さをしっかりとご説明いたしますのでご安心ください。次回、その参に続きます。

第二回「住民税・国保・後期高齢のしくみについて」の講習会

七月三十一日(木)午後二時から、昨年に引き続き練馬区役所職員の皆さまのご協力を頂き「住民税・国保・後期高齢のしくみについて」の講習会を開催しました。猛暑のなか12名のご参加を頂きました。

練馬区役所職員を代表して税務課長齊藤一様のご挨拶で始まり、住民税の説明を税務課区税第一係の後藤朝美様より、「区税つうしん」の冊子を中心に住民税の概要から住民税と所得税の違いについて、自治体によっては均等割に差があることまで、丁寧な説明を頂きました。

続いて、国保・後期高齢医療保険のしくみについて、昨年同様国保年金課後期高齢者保険料係長星順久様よりG7諸国における総医療費と高齢化率の状況について、国民負担率の国際比較から国保と後期の負担割合の違い、そして高額医療費のお話まで頂き、最後に同僚の齊藤春華様より、後期高齢者医療保険料の算出方法について、試算シートにのっとり、皆で計算をしてみました。皆さん興味深く計算しておりました。

最後に、税務課管理係長松本義行様の閉会のご挨拶で幕を閉じました。
今回は二回目の講習会でしたが、なかなか難しい内容でした。来年に期待したいと存じます。ご協力くださいました練馬区役所の職員の皆さま、そして、暑いなかご参加くださいました皆さまに深く感謝申し上げます。

事務局 高橋



国保年金課 後期高齢者
保険料係長
星 順久様



税務課区税第一係
後藤朝美様

消費税改正の講習会

平成26年6月12日(木)に消費税改正の講習会が開催されました。時間は午前10時から11時30分までの1回のみで講義時間は90分でした。

内容は練馬西青色申告会事務局職員関口が消費税の課税事業者、消費税額的一般課税と簡易課税の計算方法及びその計算にあたり各科目を集計する際の注意点、消費税率の5%部分と8%部分について各科目の金額を集計する際の注意点を話し、続いて練馬西税務署の個人課税第一部門の吉田上席調査官より消費税率の引上げ、消費税転嫁対策特別措置法に規定する総額表示義務の特例措置、任意の中間申告制度の創設、簡易課税制度のみなし仕入率の見直し等の講義をしていただき、最後に練馬西青色申告会の高橋事務局長より納税準備預金についての説明がこなされました。

参加者は8名で、今回の消費税の改正の講習会は会員にとっても身近で切実な問題であるため、講義終了後もひっきりなしに質問をするなど、熱心な態度で講習を受けておりました。



吉田上席



職員関口

複式簿記講習会

平成26年度の複式簿記講習会(8月クラス)が8月19日(火)、22日(金)、28日(木)の3回コース3日間に渡り開催されました。

講習会の内容は簡単な教材を使用して開始貸借対照表の作成から総勘

定元帳への転記、1月分及び2月分の取引について振替伝票の作成、総勘定元帳への転記、試算表の作成までを小売業と不動産貸付業の教材に分けて午前と午後に行いました。青色申告特別控除65円が受けられる要件の一つが複式簿記による記帳であるため、参加者は真剣なまなざしで講習を受けしており、前年に引き続き好評でした。

なお、9月、10月には、8月クラスと同じ内容の複式簿記講習会を、12月には複式簿記の決算編講座(棚卸資産の整理、減価償却費の計算、経費の家事按分の計算など、説明時間は3時間、1回で完了する内容)を中心とした複式簿記講習会を予定しておりますので是非ともご参加下さい。特にブルーリターンAなどの会計ソフトにより記帳する方も手書きによる複式簿記の記帳ができればよりスムーズに入力ができるようになりますので必ずご参加くださるようお願い致します。

マル経融資のご案内

～小規模事業者経営改善資金～

- ※融資限度額：2,000万円
- ※返済期間：運転資金7年以内
設備資金10年以内

平成27年3月31日の日本政策金融公庫受付分までです。

- 利率：1.45% (平成26年8月13日現在)
- ※担保・保証人不要(保証協会の保証も不要)
- ※他に練馬区の利子補給40%(3年間)
- ※利用できる方：従業員20名以下
(商業・サービス業5名以下)
- ※1年以上事業を行っている方
- ※飲食業の設備資金も利用可能

◇本融資は商工会議所の推薦で日本政策金融公庫より事業資金として貸し出しされますが、審査の結果、ご希望に添えないことがあります。

窓口専門相談 本相談は、経営に関する相談に限定しております。会員・非会員の方問わず利用できます。

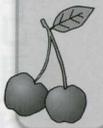
【法律相談】 毎月第1金曜日
午後1時～4時(30分単位)
相談員：弁護士 相談無料

【税務相談】 1月～3月 毎月第1～第4火曜日
(3月第4火曜日除く)
4月～12月(8月休)毎月第2火曜日
午後1時～4時(30分単位)
相談員：税理士 相談無料

【問い合わせ先】 東京商工会議所練馬支部
練馬区練馬1-17-1 Coconeri 4F
区民・産業プラザ内
TEL:3994-6521 FAX:3994-6589

厚生部
日帰り旅行

「山梨さくらんぼ狩り」



6月8日(日) 日帰りバス旅行を開催致しました。
集合時間には小雨が降り天候が心配でしたが、中央高速で山梨県へと入る頃には太陽が見え始め、ほっとしました。

はじめに休憩を兼ねたワイン工場での試飲は、フルーティな飲みやすい物から深みのある物まで十数種類あり、ワインの味の違いを楽しむことができました。

続いて訪れたハーブ庭園に着くころには、真夏を思わせる日差しになりましたが、園内の散策は木陰もあり、室内へ移動して、庭園のガイドさんの説明を聞きながら、目に良いとされるブルーベリーのジュースを頂きました。ガイドさんと皆さんの言葉の掛け合いが楽しく、暑さも忘れるひと時となりました。

続いて、今回のメイン、JAいわでの笛吹川の近くにある畑でのさくらんぼ狩りへと向かいました。佐藤錦・高砂・紅秀峰などの品種があり、甘味が強いもの、酸味があるものなど、ほとんどの方が100個近く食べられ、果物狩りならではの食べ比べを楽しむ事が出来ました。

昼食は、ホテル富士にて、鳥もつ煮・甲州カツ丼・ワイン豚カレーなどの山梨ランチバイキングを楽しみ、昼食後は、ホテル内の温泉に入ったり、休憩室にてのんびりしたりと出発まで自由行動とさせて頂きました。

帰路は、交通渋滞もなく、予定より早めに到着してしまいました。天候にも恵まれ、47名の参加者の皆様の笑顔とともに、無事故で終えることができました。

ご参加頂きました皆様、ありがとうございました。
今回は、「ゆつくり食べて、ゆつくり過ごす」という内容で企画させて頂きました。

今後も、皆様に喜んで、ご参加頂けるようご意見、ご感想を参考に企画してまいりますのでご参加お待ちしております。

厚生部役員の皆様には、企画・進行・差し入れ等様々なご協力を頂きました。ありがとうございます。
(事務局 高田)



さくらんぼ狩り風景



「JAいわで」にて

スパイス調合セミナー



7月18日(金)、女性部主催の文化教室を行いました。
以前、開運マイク教室でお世話になった濱恵美先生を講師に迎え、スパイスの使い方などを学びました。

スパイスは古くから人々の生活に取り入れられ、香水、薬品、化粧品、料理用として使用される貴重な物でした。スパイスとハーブの大きな違いは、薬草も毒草も含む葉っぱのハーブに対して、スパイスは根・茎・樹皮・種子などが食べられる物であることです。マサラとはスパイスをミックスした物のことで、ガラムマサラは、辛いミックススパイスの総称です。インドでは家庭によって配合が違う、お母さんの愛情が詰まったスパイスのこと。日本で言えば、やはり各家庭で味が違うヌカ床といったところでしょうか。

スパイスについて説明を受けた後は、実際に調合していきます。基本のスパイスパウダー5種(シナモン・クローブなど)を計量して紙コップに入れ混ぜます。そこに好みのスパイスを少しずつ足していき、よく混ぜてからビンに移して完成です。ここでは各人の症状改善に合ったスパイスを足していくのですが、みなさん何を選べばよいかで悩み、結局は全種類を調合する人が多かったようです。ただ、同じ材料でも人によって入れる量が違うので、少しずつ香りが違うものが出来上がりました。調合したスパイスはチャイにするほか、お料理にも使えます。

最後に全員でスパイス入りチャイ(紅茶)を試飲しました。今回使ったスパイスは、あらかじめ濱先生にご用意いただきました。調合したスパイスと紅茶を袋に入れて水・牛乳・砂糖で煮出し、ミルクティーにします。鼻から嗅いだ時はかなり刺激のあるスパイスが、チャイにするとマイルドな味わいになり美味しかったのです。冷え性の改善にもなるので、体がほかほか内側から温まりました。

参加者の皆様お疲れ様でした。
(事務局 高倉)



調合したスパイスを手にニコリ

青色カルチャー「英会話教室」

～和やかな雰囲気なかで終了～

今年の英会話教室は、六月九日から七月十四日まで全六回コースで開催、延べ61名の参加を頂きました。今年で四回目を迎え、皆さん発音も板についてきたようでした。

また、今年からは、リスニングも取り入れて頂きましたが、答えは分かっている英語が出てこないもどかしさがありました。来年こそは頑張ろうという気持ちになりました。

出来なくても皆で和気あいあいとお話できる雰囲気の中で、今年も「ヨガ」とか「フラダンス」の特技を披露して頂きました。

毎年、いろんな方と出逢える楽しさ、徐々にではありますが上達する嬉しさ等々皆さんのおかげで楽しいひとときを過ごすことができました。

英語が話せない方でも楽しい教室ですので、是非ご参加してみたいかがでしょうか。

マニイ先生、斤子先生そしてご参加くださいました皆さまに感謝申し上げます。

See you again (事務局 高橋)



授業風景



プレゼンの道具を持って記念撮影

事務所休業のお知らせ

平成26年10月14日(火)は役員研修のため事務所を休業させていただきますので宜しくお願い致します。